第10回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成 28 年 2 月 22 日 (月) 15:00~17:00 場所 電力広域的運営推進機関 豊洲ビルA、B、C会議室

出席者:

<委員>

古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)

岩船 由美子 委員 (東京大学 生産技術研究所 特任教授)

大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)

加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)

工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長)

田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)

伊藤 久徳 委員(中部電力(株)経営戦略本部 部長)

坂梨 興 委員 (大阪ガス(株)ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)

福田 隆 委員 (関西電力 (株) 執行役員 電力流通事業本部 副事業本部長)

松島 聡 委員(日本風力開発(株)取締役)

柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株)執行役員 電力事業部長)

内嶌 弘直 代理(JX日鉱日石エネルギー(株)リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部

<オブザーバー>

菅原 敏文 (東北電力(株)電力ネットワーク本部 電力システム部 副部長)

中澤 太郎 (東京電力 (株) パワーグリッド・カンパニー 系統エンジニアリングセンター 所長) 電気供給事業者 7 社

欠席者:

伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株)代表取締役)

大村 博之 委員(JX日鉱日石エネルギー(株)リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部長)

(以上 敬称略)

配布資料

(資料1) 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

(資料2) 広域系統長期方針の策定について

(資料2 別紙1) 広域系統長期方針中間報告(案)

(資料2 別紙2) 広域系統長期方針中間報告(案)<参考資料>

(資料3) 一般負担の上限額の設定について

(資料3 別紙1) 第5回評議員会におけるご意見

(資料3_別紙2) 事業者団体から寄せられたご意見・ご質問及び当機関の考え方

1. 開会

・事務局より、新任の伊藤麻美委員の紹介を行った。

2. 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局から資料1により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

- (福田委員) 今回、短工期対策について検討いただいているが、短工期の対策を行うことで一部の応募 事業者の利益のために負荷遮断拡大のリスクを一般需要家に課すことになる。前回の委員 会でも申し上げたように、応募事業者の利益のための負荷遮断については慎重な議論が 必要だと考えている。現時点で、負荷遮断の拡大についてどのように考えているか確認させ ていただきたい。
- (事 務 局)負荷遮断のリスクが短工期対策をまとめる上で一番重要と認識している。計画上は負荷 遮断が起こるとしても、実際にはそのような状況を起こしてはいけないというところが 我々のミッションだと思っているので、運用面の対策も加味しながら計画面でどう考える か、更に運用ではどう考えるかも見据えた上で判断していかないといけない。もし無理 な場合、27万Vとの併用策が有効となれば併用策が前面に出てくると考えている。
- (福 田 委 員) 非常に重要な課題と思うので、当該電気事業者含めて、しっかり調整していただき、委員会で議論できるように準備をお願いしたい。
- (事務局)検討させていただく。
- (加藤委員) 負荷遮断の話があったが、電源制限ではなく負荷遮断か。
- (福 田 委 員) 当然電源制限がかかるが、その電源制限に伴って電源が不足するので、それに伴い負荷 遮断が起こる。それが運用量を拡大するにつれて、負荷遮断量が増えると認識している。
- (加藤 委員) 現状、安定化のために遮断する量は 200~300 万 kW ぐらいであれば、50Hz 系の系統 容量から考えて 0.5Hz は落ちないので、緊急的には負荷遮断にはいかないかという気は しているがどうか。
- (福 田 委 員) 当該事業者に確認していただければありがたいが、需要も年間で変動するのでその時に 連系線の潮流がどのくらい流れているかによって負荷遮断が必要なケースも考えられるの ではないか、と思う。一概にピークだけ大丈夫というわけではないと思っている。
- (加藤委員) 短工期対策は電源制限による安定化と熱容量を中心に検討しているが、今の話からすれば、それに伴う負荷遮断の検討も必要になってくる。
- (事 務 局) (P14)検討課題に「運用容量拡大に伴う信頼度への影響評価」と記載している。
- (古城委員長) オブザーバーから意見、質問はあるか。

- (東京電力オブザーバー) 加藤委員から話があった電源の遮断量と周波数維持に伴う負荷遮断は、各断面により起こり得る場合、得ない場合がある。今の運用容量 570 万 kW にマージン分を差し引き最大 480 万 kW ぐらいの電源が遮断することになる。その場合、1Hz 程度落ちる可能性は十分あり、1Hz 落ちた場合には EPPS 動作、それを超えると負荷遮断となる。系統を維持するために東京電力のエリアのお客様を遮断することが起こり得るので、慎重に議論いただきたい。
- (伊藤 委員) 負荷遮断の量ではないが、ここまで厳しい条件に入ってくるとプラスアルファの $20~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ が、負荷遮断の $20~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ 増加に繋がる可能性があるということ。それから、 $10~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ 、 $20~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ の負荷遮断がどの程度のレベルかを一度考えてもらう必要があり、 経験から $10~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ 、 $20~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ は一つの市が全て停電するようなイメージで、間違いなく 新聞に出る。電源で考えると $10~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ 、 $20~\mathrm{F}~\mathrm{kW}$ はたいしたことはないが、負荷遮断は それだけ大きな影響があることを認識した上で判断いただきたい。
- (加藤委員)本件とも関連するが、以前から第三者電源は飛ばさない、安定度を維持するためには応募事業者の電源を飛ばすとなっているが、ローカスが入っている南部の電源を飛ばすためほとんど安定度に効かず、第三者電源も含め多くの量を飛ばさないといけない。第三者電源を飛ばすことを想定し補償等も考えないと、効果のない電源を飛ばして負荷遮断に至るという問題が発生するのではないかと危惧する。
- (事務局)第三者電源の遮断については、補償がどのようなかたちになるか、応募事業者と意見交換する前に、第三者電源事業者と意見交換させていただきたい。
- (事 務 局)電源制限のリスク、負荷遮断のリスク、両方が今回の検討ではついてまわるため、リスク を回避するためには何が必要なのか慎重に議論したい。運用面の手当て等を並べて、この 委員会を通して検討を進めていきたい。

3. 広域系統長期方針について

- ・事務局から資料2、資料2_別紙1、資料2_別紙2により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(工 藤 委 員) 15ページの今後の進め方について、冒頭に中間報告の位置づけの話があったが、長期方針自身の位置づけ、見直しプロセスについても明確化して、長期方針の中に入れた方がよい。例えば、長期方針は地内で発電所を新設する希望があった場合に必要となる増強工事が長期方針と合致していない場合、事業者がどのようなプロセスや対策が必要になるのかを明確にしておけば、事業者も事業を検討する際の一つの参考になる。長期方針の見直しは16ページにまとめている不確実な部分もあることから計画を柔軟に見直せるルールを明確にしておいた方がよい。

16ページ、不確実性の概観については、例えば蓄電設備導入の拡大の可能性など技術革新等も折り込むのも検討の一つと思う。

21ページ、公益性を担保するための要件、考え方の整理について、長期方針の位置づけ として例えば長期方針に基づく送電線の建設については事業認定上の条件の一つである④ の土地を収用する公益性があると整理することも一つではないか。

- (事 務 局) 長期方針と合わない場合の取扱いについて、まずそのようなことが発生した時点で読み を間違っていた可能性もあり辛い判断になると思うが、この方針で実際の電源がきたとき の対策が円滑に進まなくなっては本末転倒と思うので、考え方は説明できるようにしてお きたい。見直しなどの扱いを確定的に決められるものではないと思うものの、一定の考え 方は折り込んでいくものと思っている。
- (古城委員長) ご質問は長期方針の性格や役割を考えていく必要があるとのことなので、ビジョンと して検討するのか、整備の基盤として作り上げていくのかということもある。
- (事 務 局) 具体的な系統対策までが見えるような形までは思っていないが、系統の弱点のようなところを手当てしていく、系統の対策をしていくべきかどうかの見通し的なものを作るものと思っている。それが結果として、将来の連系の円滑化に繋がる効率的な設備形成ができるような方向性が出せればと思う。

技術革新については、本来長期方針を出すときは、逆にこのような技術が開発されれば 対策が効率的にできるのでどんな技術が欲しいかを打ち出していくのが必要かと思うが、 そのような面からのアプローチも考えながらまとめていきたい。

土地収用法は、長期方針通りであれば、公益性があると説明できれば確かによいと思うが、これは我々の思いだけではなかなか難しい話なので、どう織り込んでいくのか時間をいただき検討したい。

- (工 藤 委 員) 最後の点と最初に申し上げた点は関連すると思うが、長期方針について今後の機関の活動の方向性をどの程度示す、もしくは縛るのかにより、今後の電源形成を効率的にできるかどうかが違ってくると思っており、強く出るのであれば、方針に書くことで公益性は認めていただきやすくなるものになるかと考えた次第である。今後検討いただきたい。
- (佐藤理事)少し補足させていただく。恐らく縛ることは強く縛ると思うが性格だと思う。非常に抽象的なものを長期方針として出すのか、具体的にこの地域しか認めないみたいなものを出すかによって変わってくると思う。かなり抽象度が高いと読みようによっては当てはまるし、逆に非常に具体的なものだったら、どう読んでもそこは違うとなることもあり、将来的に需要が伸びない中でどうするべきかなど様々な考えがあるため、今後先生方に意見伺って決めていくことになる。それに伴い、方針に合わなかった場合どうするかも変わってくる。ただ、規程等にも書いている通り、決めたものは強く縛ることは間違いないが、どれくらいの抽象性があるかにより結果は変わると理解いただければと思う。
- (伊藤委員) 土地収用法に絡んで、今需要が伸びない中で送電線を作るのは、需要家のためよりは電源のためである可能性が高い。その電源が何のために必要であるかというと、恐らく経済性が高い理由になる。今まで土地収用法を経済性の理由で通すのはかなり難しいという経験がある。これは一般の用に供する電気というものが必要であるので、公益性が個人の財産権を上回るという発想の中、経済性に話がいくと難しいのではないか。とは言え、そこに環境性

とか、ベストミックスとか、あるいは競争政策などいろいろな要素を入れていかざるを得ない。最終的に、一義的にはどうしても送電線の建設は特定の発電事業者に有利に働くケースがあり、個別具体的にここだと本当に言えるのかは、我々事業者としても悩ましいところ。これが、需要が伸びていく段階では、全体の安定供給のためにも必要だと言えるが、状況が違う中での長期方針の建設の判断の在り方は深く検討する必要がある。

(福 田 委 員) 資料に記載の通り、これまで電気事業者は、供給予備力の確保や供給支障解消との観点から設備形成を行ってきたが、将来的には需要が停滞していく中、やはり経済性を理由とした電源線建設等の系統の構築が増えてくると思う。

今後、不確実性が高い環境下でいかにどのような系統を作っていくか、非常に難しいテーマだが今後重要なテーマである。海外の調査等もしっかりやっていただき、あわせて、参考資料にある「設備形成における留意点」をミックスさせて引き続き検討をお願いしたい。

それから、些末な話だが、今回の資料、参考資料はこれまで検討した内容、調べた内容を たくさん盛り込んでいただいており、中間報告書のどこにリンクするか記載すると読み手 にとっていい報告書になると思うので、一考いただきたい。

(田 中 委 員)長期方針の今後の検討についてのコメントである。今後送電設備の整備と発電立地のコー ディネートをどうするか、その考え方・視点も長期方針を考える上で大事。 広域機関は送電 設備形成が中心だが、結局は発電の立地とコーディネートしないといけない。16ページの 図がイメージしやすいが、広域機関が責任を持っている連系線あるいは基幹系統に対して、 いろいろな発電所が新規立地するかもしれないし、既存電源が廃止してしまうかもしれな いなど不確実性がある。これを見ると非常に受け身な感じを受けて、来るものを待っている 形で、不確実に状況が変わってしまう。もう少し広域な系統整備の検討をしていくときに、 積極的に発電とのコーディネートを上手くやっていくプロアクティブな仕組みを検討して いくべきではないか。例えば、系統アクセスを希望されるときに費用便益分析をして社会的 なメリットがあればアクセスを認めるなどのメッセージを発信することで、効率的に系統 が利用されるような電源立地を誘発するなど。さらに、本来は系統アクセスするときのアク セスチャージで価格シグナルを与えるなど、広域機関としては今ある系統を効率的に使っ てもらいながら電力市場も活性化できれば、既設設備も有効活用でき社会的にも望ましい と思われる。逆に社会的によくない電源立地に対するディスインセンティブとなるような シグナルを出すような仕組みも有り得る。少し大きな話であり広域機関の議論から逸脱 するかもしれないが、長期方針で広いビジョンを議論するのであれば、このようなことも 含めて系統整備と発電立地のコーディネートをするためにどのようなインセンティブが 仕組みとして必要かについて、プロアクティブなかたちで考えてもいいのではないか。

もう一点、19ページで重要送電設備等指定制度が実際に東京中部間連系設備に適用されるとのことであるが、今回の東北東京間連系線については、この制度を使えるように考えていけるものなのか、それとも非常に難しいものかお聞きしたい。東北東京間の工事は時間がかかるので、制度を使えるとスムーズと思う。

(事務局)最初のコメントをいただいたシグナルについては、現状は各電気事業者がマッピングで 系統の制約部分を公表しているので、長期方針でどのように検討していけるか含めて検討 したい。

> 東北東京で重要送電設備等指定制度を使うかは、目的である手続きの円滑化に寄与する 部分があるので有利な面もある。

- (古城委員長) 重要送電設備に指定されると円滑になるとのことだが、どういう効果があるか説明いただきたい。
- (事務局)基本的には関係法令等の手続きの円滑化ということだが、もう少し詳しく分かる範囲があれば後日連絡させていただきたい。
- (事 務 局) 土地の利用などに関して、円滑に進めさせてもらえるメリットがあるが、経済産業大臣の 指定を受けることになるので、広域機関の一存では難しく認可いただけるかどうかという ことになる。基本的に長距離の送電線を作る場合、この制度を活用していくことが前提に なると思う。
- (寺 島 理 事) 冒頭の工藤委員の話と田中委員の話は、ここで決まった話が制約なり何かを発信するということと、より受け身でなくプロアクティブにすればいいと、ある意味通ずるものがあると思う。どこまで今長期方針がまとめられているかこの時点で話ができず、もう一年頑張らないといけないが、まとめたものについては発信力が必ずあると思うので、この時点でまとめる形を約束はできないが、アウトプットの出し方は工夫させていただきたい。
- (坂 梨 委 員) 15ページの今後の進め方に一点コメントさせていただく。長期方針をどういう位置づけにするかは、これからの議論とのことだが、出てきた長期方針が送電線の利用者、送電線建設する方にとって、将来の予見性を持てるものになることが重要と考えている。15ページの長期方針の今後の検討が、二重線で引いた方向性までで、二重線の外側に流通設備の具体的検討があるが、方針を立てるにあたってはその方針が実際どう具体化されるのか行ったり来たりする部分があると思うので、今後委員会である程度具体的な内容を提示していただきながら、まとめていく形で議論を進めていただきたい。
- (大橋委員) 一つは、この長期方針あるいは流通設備形成、対策の検討の中に除却という考えが入っているか。需要が減っても事業者としては除却はなかなか出来ないのではないかと思う。ただ除却が出来れば、費用的に見ても対効果で見ても良くなる可能性があるので、この長期方針の中に除却を促すような考え方が入っているべきではないか。

二点目、どのくらい先の将来を見ているかだが、ここでは 10 年先と記載があり、年でいうと 2030 年と具体的に書いてある。ただ、流通設備を作ると恐らく 50 年維持できると思うので、見る範囲として 50 年くらいの超長期も方針としては念頭に置いとかないといけないと思う。

- (事務局)ターゲットは、2030年という長期エネルギー需給見通しの年があるが、設備はそれ以降も使っていくので、評価の中で更に先まで考慮していく必要あると課題認識している。
- (事務局)除却については経年対策だけでなく、潮流が減ったときに二つの線路を一つにできないかといった検討も含まれると思うが、先程と同じく系統にどこまで具体的に落とすか、

この線路がいらないと特定するのは難しい。系統の効率性を上げるとの意味では将来潮流が落ちていくとすれば大事な観点なので、頭に置いて進めていきたい。

(加藤委員) これまでの各委員の意見と大体同じ意味だが、例えば、不確実な事象に対応する強い系統 を作るためには高圧大容量の基幹送電線を作ると効果があることは確かである。ただ、残念 ながら需要が伸びない時に作ったら設備過多になるのも事実。

> それに対して、需要が伸びないことを考えた場合、先程の東北東京の短工期対策のように 制御系を使って現状ある設備を有効に活用するやり方も今後重要になると思うので、長期 方針の中にも既存設備をより有効に使うための方策を入れた方がいい。

(事務局)基本的にいただいた意見は全て考えていかないといけない内容だと思うので、次回以降 お示ししながら検討していきたい。

3. 一般負担の上限額の設定について

- ・事務局から資料3、資料3別紙1、資料3別紙2により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

- (加藤委員)別紙2について、各団体名が書いているが、団体としての統一した意見ではなく、団体に関連している個別の事業者からの意見と考えてよいか。
- (事務局)今回、非常に短い時間で意見をいただいたため、各団体まとめきれていないものと思われる。
- (加藤委員) 別紙2の意見の中に「当面は一律、4.1万円/kW で行うことがよいと考える」とあるが、他では低すぎるとか、いろいろな意見がある。パブリックコメントでもいろいろな意見が出ると思うが、団体としての考え方を整理した方がいい。単に意見を集めると発散する気がするので、進め方については検討いただきたい。
- (事務局)もし皆様の了解をいただけたら、次回は関係団体に来てもらい、この場で団体としての意見をいただきたいと考えている。今回、額について高すぎる低すぎると両面の意見をいただいており、一方設備利用率についても賛成、反対との意見もいただいているので、いろいろな方から意見をいただき取りまとめたい。
- (田 中 委 員) 今回の一般負担の上限額の検討は、現行の託送料金体系に沿っておりいいと思う。そこで質問だが、一点目、今回平成 28 年 4 月から適用される託送料金に基づき計算されているが、今後託送料金が更新されるとここに記載のある基本料金、従量料金や販売電力量が更新される。託送料金が更新されると上限額もそれなりに数字が変わるものか。
 - 二点目、託送料金が変わると上限額も変わるとすると、その都度変えるのか、年限を決めて特別なことがなければ何年かは保持するとか、あるいは託送料金が変わって上限額を 試算し直して変動幅が何パーセント程度の範囲なら変更しないとのルールにするなど。

上限額は一度決めたらそんなに変えるものでないと思うが、見直し手順を何か決めておかないといけないのではないか。

- (事 務 局) 16ページ以降の計算方法で決めており、託送料金等が変われば上限額は変わり得ると思うが、上限額は簡単にコロコロ変えるものでないと思っているので、多少の変更では基本的に見直さず大きく変わる場合見直すことだと思っている。ただ、託送料金だけはなく、設備利用率も含めて見極めながら進めていく。
- (工 藤 委 員) 同じ意見で、見直しのルールをどうするか。今の回答で大きく変わった場合とあったが、 大きくというのが、ある程度決めておくのか、それとも委員会で判断しながらするのかなど 見直しの実際の手順を明確にしておいた方がよい。
- (事務局) その点については、今後検討させていただきたい。
- (佐藤 理事) 少し補足をすると、圧倒的に上限額を左右するのは設備利用率である。設備利用率が、 実際の設備利用率も参考にした上で、発電コスト検証WGの数字を使っているので、例えば、発電コスト検証WGが出す設備利用率が大幅に変わるなどが注目すべき点と思う。規定 上、見直すと書いているので、その具体化について、例えば委員会で決めさせていただく など、今後考えることとなる。
- (内 嶌 代 理) 弊社としては、今までの議論等に反対意見等はない。一方、我々も新電力連絡会という 団体に所属しているが、先程の加藤委員からあったが非常にバラバラである。新電力の 場合、立ち位置が違う事業者もおり、再エネに熱心な方もいれば、火力中心な方もいる。 特定の協会のような一つの意見に絞れるか微妙な部分もあるので、理解度を深めて良い 議論をする上で、パブコメに出す前に今回各団体から集まった意見を何らかの形でシェア させていただければと思う。
- (柳生田委員) 石炭と LNG の設備利用率が同じであることに違和感があると以前も言わせていただいたが、今回、(別紙1) 評議員会の意見に「石炭や LNG はベース電源として比較するために揃えたものであり、実際の稼働状況とは関係なく設定された」と書かれており、キロワットアワー(kWh)の軸をぶらさないのであれば、70%が実態を表していない、もしくは将来的な方向性を示す意図が含まれていないのなら、将来的にも実態に近い数字に合わせておくべきではないかと思う。
- (事 務 局) 12ページのとおり、発電コスト検証WGでLNGの設備利用率が70%、震災前平成12 年度~21年度の実績平均で50%であり、実態を表してないということだが、今後CO2抑制の観点で石炭がどうなるか分からない。また、原子力の不確実性もある。そして、震災後LNGが70%近く稼働していた実績もあることを考えれば、少なくとも将来が分からない中において、発電コスト検証WGで取りまとめたものが著しく不適当なものではないと考えている。
- (柳生田委員) ベース電源と比較するために揃えたとはどういう意味なのか。
- (事務局)将来どう動くか分からないところをエネ庁でいくつか利用率を想定した上で、発電コストを比較するために石炭と同じ稼働率に仮置きしたものと認識している。

- (柳生田委員) 将来的に同じ稼働率になるとの意図が含まれている数字でないのであれば、この数字を 取ってくること自体が将来を予見するものでないし、現状を表しているものでもなく、数字 として妥当性がないとの意見である。横に併記するだけで、実際の設備利用率に反映しない のであれば併記する意味はなく、70%で決めることが将来的に正しい判断か、この数字だけ でジャッジするのは乱暴と思う。
- (寺 島 理 事) LNG が実績と違うとの話について、いろいろあると思うが実績を一つ見始めるとバラ バラとなる。実績のないものはどう設定するかとの議論もある。さらには、能力としてそう いう能力を持っている電源であることも考えられるので、今回はこれだけの種類が一覧で 出ている発電コスト検証WGで設定させていただきたい。

この話は評議員会でも出たが、ではどれを使えばいいかと言えば混乱するだろうから コスト検証WGのものを使うのは仕方がないとの話をいただいている。

- (伊藤委員)個人的な意見だが、今の議論に対して、石炭の方が利用率が高いのは LNG と石炭のエネルギーミックスの目標がない中ではその通りだが、今後、制度的にどうなるかは置いておいて、エネルギーミックスの目標にキャップがかかり、石炭は石炭の中で競争、LNG は LNG の中で競争になると整理したときに、電源は出来たとき最も高効率なので既存の電源を押し出して利用率が非常に高い。徐々に年数が経つと新技術に負けて利用率が落ちていく関係にある。そう考えると、エネルギーミックスの枠が LNG と石炭のグループに分かれる中で、新しいプラントはそのグループの中で運転できる蓋然性が高いといえるとの考えのもと、初期値は 70%としたとの説明はできないわけではないと思う。
- (松 島 委 員) 別紙2について教えていただきたいが、電源立地について地熱や風力発電は、必ずしも 系統が強いところの近くを選べない事情があるので、一般負担の上限の在り方には興味が あると思っている。風力発電協会は幅広い意見や質問が出ているが、地熱については、5 個 全て 11 月 5 日以前の遡及をお願いするとしかなく、きちんと意見が吸い上げられているか 心配している。もしくは(設備利用率が)83%なので満足しているかということだが、地熱 協会他が地熱を選ばれている全体の意見か心配なので質問した。
- (事 務 局)基本的には短い中で答えていただいたので、全ての事業者かというと確認できていないが、元々彼らにとって一番の問題は電源線とのことであり、ネットワークには現時点では意見はいただけなかったと認識している。今後パブコメ等でしっかりと地熱の意見を拾っていきたい。
- (岩 船 委 員) 設備利用率の件だが、ここの設備利用率はアベイラブルのものという意味ではないか。 実績が落ちるのは、メリットオーダーで使われない。再エネであれば優先給電で全部使われるがその分火力が押し出されるとの理由もある。ただ、どこまで使えるのか、万一事故があった場合 LNG は7割まで使える。再エネはそうはならない。利用可能な利用率を考えるとこの考え方でいいと思う。
- (古城委員長)前回以降、関連団体とヒアリングしたところ太陽光や風力などの業界団体から多数の意見をいただいており、そこで事務局から今後パブリックコメントを行うと提案されている。 そこでの意見も踏まえて事務局に検討を深めてもらいたいと思う。そして、次回の広域系統

整備委員会に関係団体もオブザーバーとして呼ぶことも含めて検討してもらいたい。よろしいか。

(各 委 員)(異議なし)

(古城委員長) それでは、次回、関係団体のオブザーバーの意見を聞いた上で最終的に決定したい。

4. 閉会

(古城委員長) これにて第10回広域系統整備委員会を閉会する。

(事務局)本日の議事録だが、いつものように事務局で作成し、委員の皆さまの確認をお願いする。 次回委員会は3月15日13時から、こちらの場所で開催する。

一了一